

令和4年度交流促進事業 女性団体等地域交流創出応援事業 実施要綱

1 趣旨

公益財団法人いしかわ女性基金（以下「基金」という。）は、県内の女性団体やグループ（以下、「女性団体等」という）の出会いの場を設け、相互のネットワーク化を推進することを目的に、2つ以上の女性団体やグループが協働して主催する研修会、セミナー、交流イベント等（以下、「地域交流企画」という）の開催支援を通じて、女性団体等の交流促進や地域活動への主体的な参画を図るため、地域交流企画の開催に要する経費のうち、この要綱にて定める経費を助成する。

2 事業の実施主体・助成対象

(1) 事業実施主体は、女性団体等とし、次の条件を満たすものとする。

- ① 法人格の有無は不問。但し、宗教・政治活動を目的とした女性団体等は対象としない。
- ② 女性団体等が石川県内を活動の拠点としていること。
- ③ 1つの女性団体等の人数が5人以上であること。
- ④ グループの構成員のうち、女性が1/2以上であり、女性がグループの中心として主体的に活動していること。

(2) 助成対象とする事業は、次のすべての要件を満たすものとする。

- ① 女性や女性団体等のネットワーク促進、及び地域との交流創出・拡大に繋がる内容であること。
- ② 2つ以上の女性団体等が主催する企画であること。
- ③ 事業実施期間が4月1日～翌年2月末日の間であること。
- ④ 営利活動、宗教・政治活動を目的としていないこと。
- ⑤ 国・地方公共団体等から助成を受けていないこと。

3 助成額及び対象経費

(1) 助成額は、次の表に定める対象経費の実支出額と、総事業費から収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

助成上限額	対象経費	補助率
80,000円	講師謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、施設等使用料、保険料、その他基金が必要と認める経費	10/10

※対象外経費の例 … 建物の建設費、備品費、改修費、修繕費、補助を受ける女性団体等の人件費・通常運営費

(2) 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 助成の手続き

(1) 申請

対象となる事業が採択された事業実施主体者は、基金理事長（以下「理事長」という。）に対し、申請書〔様式1〕を別に定める期日までに提出しなければならない。

(2) 助成の決定及び通知

理事長は、助成の申請があったときは、申請に係る書類の審査により助成を決定し、申請した事業実施主体者（以下「申請者」という。）に対し決定通知書により通知するものとする。

ただし、理事長は、必要があるときは、申請にかかる事項につき修正を加えて交付を決定することができる。

(3) 概算払請求

理事長が必要と認めるときは、決定通知を受けた団体等からの請求〔様式4-2〕により、助成決定額の80%を上限として概算払をすることができる。

(4) 事業の変更等

申請者は、対象事業を変更、中止又は廃止する場合は、変更・中止・廃止承認申請書〔様式2〕を提出し、あらかじめ理事長の承認を受けること。（いずれも理事長が定める軽微な変更を除く。）

(5) 実績報告

申請者は、対象事業が完了したときは、当該事業の成果を記載した実績報告書〔様式3〕により、当該事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、理事長に報告しなければならない。

(6) 助成額の確定

理事長は、対象事業の実績報告書を受理したときは、必要な審査を行い、その報告に係る当該事業の実施結果が助成決定内容に適合すると認めたときは、助成額を確定し申請者に対して通知する。

(7) 精算払請求

助成額の確定通知を受けた申請者は、速やかに請求書〔様式4もしくは様式4-2〕を提出するものとする。

5 交付決定取消及び返還

(1) 申請者が、本実施要綱及びこれに基づく理事長の措置に違反したときは、理事長は、対象事業の助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(2) 前項の規定は、対象事業について交付すべき助成額の確定があった後においても適用することができる。

(3) 助成の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(4) 助成額を確定した場合において、既にその額を超えて交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

6 関係事業への協力

申請者及び連携して事業に取り組む団体等は、基金が実施するその他の事業を含む、女性の主体的な活動の推進を図ることを目的とした事業・活動に対し、可能な限り協力することとする。

7 その他

(1) 周知チラシ・ポスターほか成果物には、「(公財)いしかわ女性基金の助成を受けている」旨を明記すること。

(2) この要綱で定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。